情　報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について　・・・　2

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　7

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　8

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第１５条の２第２項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第１５条の９第２項により、下記のとおり公表する。

１．届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件　　名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：２６Ｃ０８
事業者名：丸建つばさ交通　株式会社

２．意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和８年１１月９日（月曜日）
１３時００分から（埼玉県）ＡＢ聴聞室
１４時００分から（上尾市）ＡＢ聴聞室
１５時００分から（伊奈町）ＡＢ聴聞室
※埼玉県、上尾市は書面による意見となった。
※伊奈町からは意見の聴取を必要としない旨の申し出があった。

３．意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・埼玉県知事　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
・上尾市市長　埼玉県上尾市本町三丁目１番１号
・伊奈町長　　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目３５５番地
（意見の聴取を必要としない旨の申し出あり

４．陳述の要旨

【埼玉県、上尾市、伊奈町】
別紙のとおり

（別紙５－２）

令和８年１１月９日

関東運輸局長　殿

住　　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
地方自治体名　埼玉県
（首長名）　埼玉県知事　大　野　元　裕

意　見　の　陳　述　書

今般、令和８年１１月９日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

１．意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事 案 番 号：２６Ｃ０８

２．意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
埼玉県知事　大 野 元 裕

３．意見の聴取において陳述しようとしていた意見
運転手不足により事業者から路線維持が困難と示されていることや赤字運行が続いていることなどから当該路線の休止はやむを得ないと考える。
ただし、休止日については予定日どおり令和９年３月１日とされたい。
また、廃止にあたっては、バス利用者や周辺住民、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。

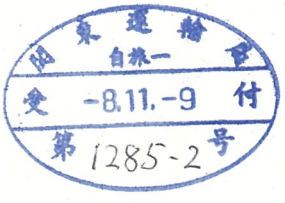

（別紙５－２）

令和８年１１月２日

関東運輸局長　殿

住　　所　埼玉県上尾市本町三丁目１番１号
地方自治体名　上尾市長　畠山　稔
（首長名）

意　見　の　陳　述　書

今般、令和８年１１月９日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

１．意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
２６Ｃ０８

２．意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
上尾市
埼玉県上尾市本町三丁目１番１号
上尾市長　畠山　稔

３．意見の聴取において陳述しようとしていた意見
（別紙等に分けて記述することも可能です。）
別紙のとおり

関東運輸局 自動車一部 受 -8.11.-4 付 第1272号

別紙

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する意見の聴取において陳情しようとしていた意見について

当該路線は、運転者不足が休止の理由であり、休止をすることについてはやむを得ないと考える。

なお、休止日については、十分な周知期間を確保する観点からも、予定どおり令和9年3月1日としていただきたい。

また、路線休止について、バス利用者や周辺住民などに対しくれぐれも遺漏の無いよう事前の周知と丁寧な説明に努めていただきたい。

危管発第　２２２　号
令和８年１０月２９日

関東運輸局長　殿

伊奈町長　　大島　　清
（　公　印　省　略　）

一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の休止に対する意見聴取について

令和８年１０月１６日付け関自旅一第９１７号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としませんので、その旨お知らせいたします。

１．　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
（団体の場合は、意見の聴取において陳述していようとしていた者の氏名及び職業又は職名）
伊奈町
埼玉県伊奈町中央四丁目３５５番地
伊奈町長　大島　　清

２．　意見の聴取を行うこととされていた休止の届出の件名及び番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
２６Ｃ０８

３．　意見の聴取を必要としなくなった理由
丸建つばさ交通株式会社の諸事情により、令和８年１０月９日から当該路線が運休となったため。利用者も少なく、繰り上げもやむを得ない。

関東運輸局 自旅一 受 -8.10.30 付 第1239-2号

令和8年11月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	日本中央バス株式会社（法人番号：5070001002430）　代表者　戸塚　博惠
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県前橋市下佐鳥町455番地 （本社営業所）　群馬県前橋市下佐鳥町455番地
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　200日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項
（６）違反行為の概要	令和8年6月9日及び令和8年6月16日、酒酔い・酒気帯び運転があった旨の情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(運輸規則第21条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(運輸規則第24条)、(5)運行表の作成等義務違反(運輸規則第27条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　20点 当該事業者の累積点数　20点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社宮島運輸（法人番号：9020001004551）　代表者　宮島　秀晴
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9 （本社営業所）神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9
（４）行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第８６条第１項
（６）違反行為の概要	令和8年7月27日及び令和8年8月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件違反(運送法第86条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	キャリー株式会社（法人番号：7010401117336）　代表者　青木　直人
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都品川区西五反田7-13-2-302 （本社営業所）東京都品川区西五反田7-13-2-302
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
（６）違反行為の概要	令和8年7月17日及び令和8年8月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	豊交通株式会社（法人番号：2060001004595）　代表者　野尻　芳隆
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　栃木県宇都宮市下荒針町3476-43 （本社営業所）栃木県宇都宮市下荒針町3476-43
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項
（６）違反行為の概要	令和8年8月18日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)ｱﾙｺｰﾙ検査状況の写真記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下｢運輸規則｣)第24条第7項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社大成観光バス（法人番号：1012701002330）　代表者　成松 主悦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都西東京市住吉町1-13-7 （本社営業所）東京都西東京市住吉町1-13-7
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
（６）違反行為の概要	令和8年7月14日及び令和8年8月3日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	ブルーバス株式会社（法人番号：3050001025732）　代表者　根本　和幸
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県稲敷市阿波1262-1 （本社営業所）茨城県稲敷市阿波1262-1
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和8年6月12日及び令和8年7月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	山手観光自動車株式会社（法人番号：3030001008499）　代表者　清田　明徳
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県さいたま市南区大字大谷口1460-2 （足立営業所）　東京都足立区入谷9-18-5
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　240日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
（６）違反行為の概要	令和7年11月7日、令和7年11月27日及び令和7年12月18日、法令違反の疑いがあることを端緒に定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)ｱﾙｺｰﾙ検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　24点 当該事業者の累積点数　33点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。

令和8年11月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月17日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社イロハ観光交通（法人番号：5040001045705）　代表者　張　海峰
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県富里市根木名1009-37 （東京営業所）　東京都江戸川区春江町2-49-13-202
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
（６）違反行為の概要	令和7年11月18日、令和7年12月1日及び令和8年1月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録の改ざん・不実記録(運輸規則第24条第6項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)。